



福岡水道協同組合の 熱中症対策について (勉強会資料)

令和7年5月9日

福岡水道協同組合

参考文献

- ・国土交通省熱中症対策ガイドライン
(令和5年版)
- ・厚生労働省熱中症対策ガイドライン
(令和5年版)
- ・日本救急医学学会 热中症診療ガイドライン
(令和5年版)
- ・労働安全衛生規則612条の2【厚生労働省】
(令和7年6月1日) 改正
- ・総務省 令和6年度の熱中症による救急搬送状況

熱中症を引き起こしある3つの要因

☆環境

気温が高い、湿度が高い、日差しが強いなど

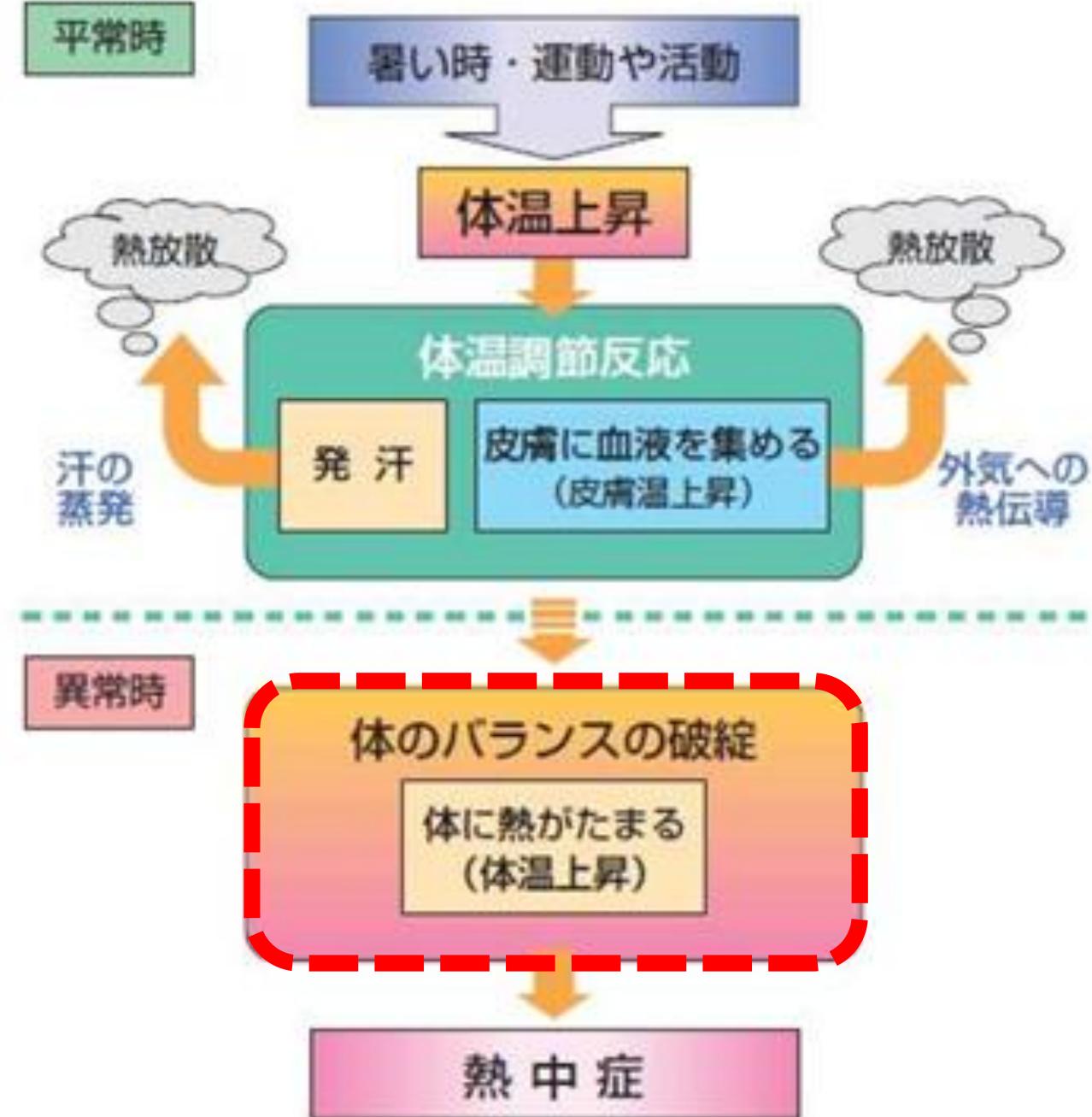
☆からだ

高齢者や乳幼児、持病がある、睡眠不足、体調不良

☆行動

激しい運動、長時間の屋外作業など

熱中症の 起こり方



熱中症発生状況

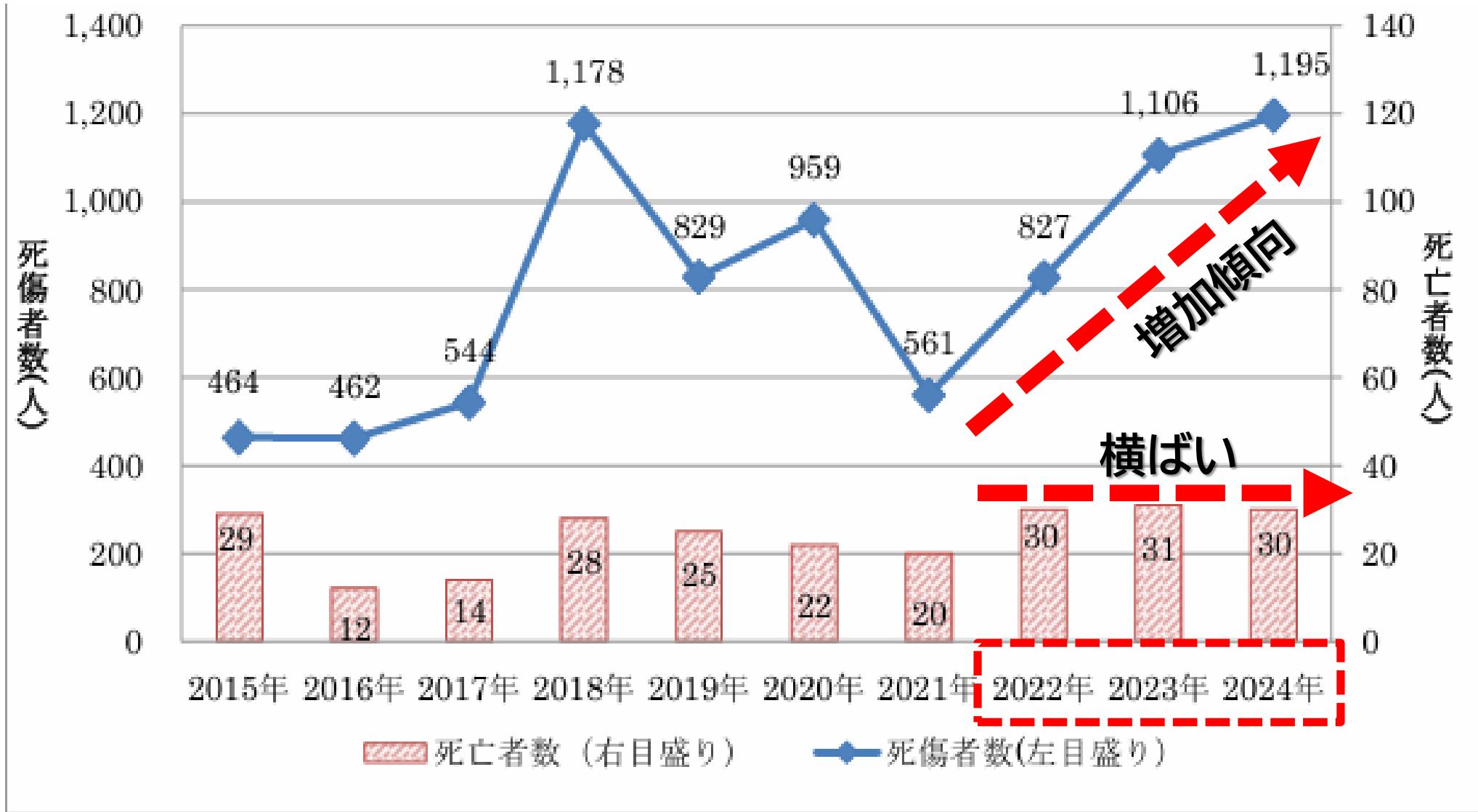
・過去5年間（2019～2023年）

業種別の熱中症による死傷者をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約5割がこれらの業種で発生

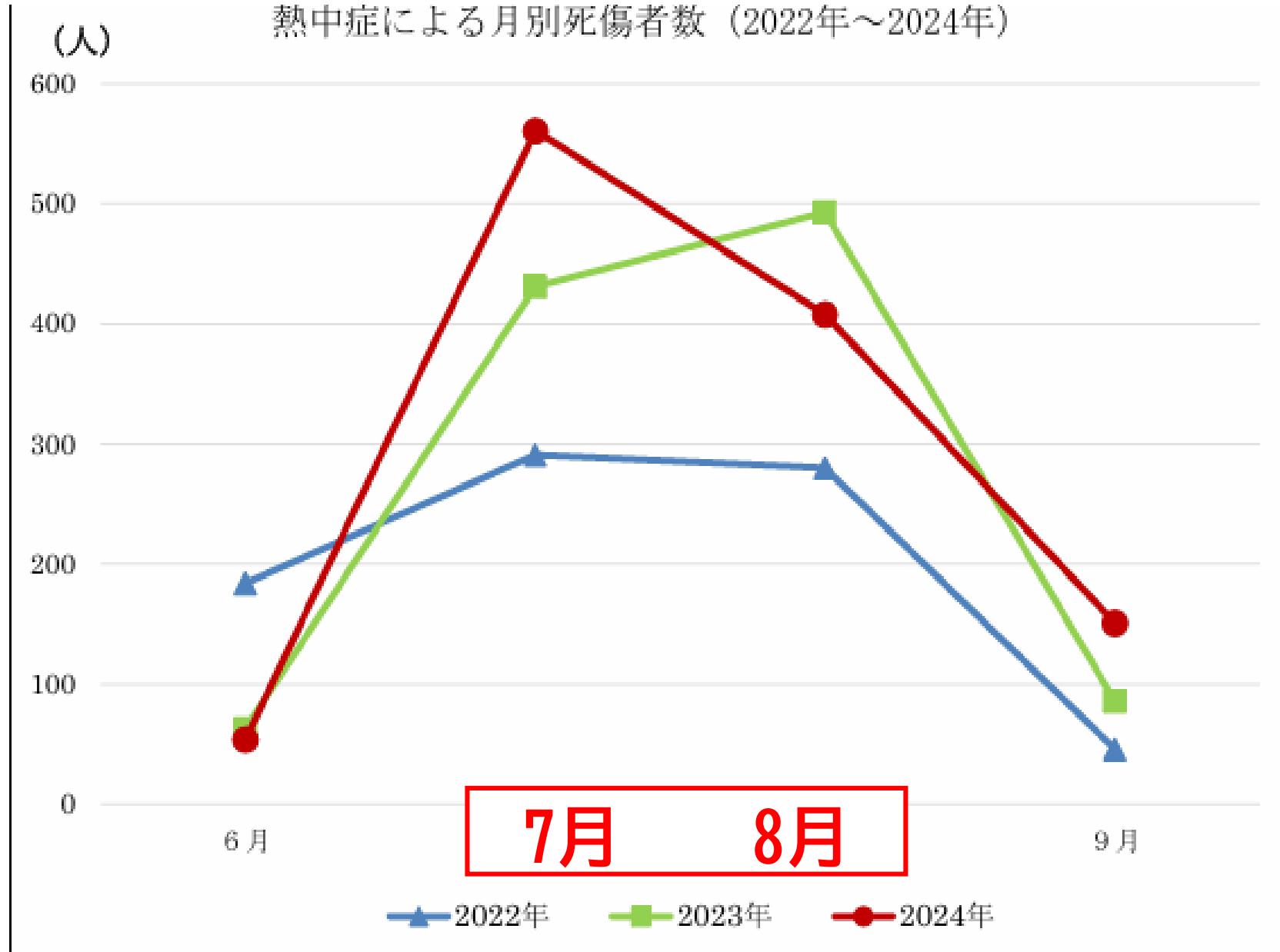
・熱中症は6月から9月にかけて多く発生し、死亡災害では7月と8月に多く発生している。

発生時刻は、午後2時台から午後4時台までに多発しているが、朝9時台の作業開始後からも発生しており、必ずしも日中に限らず、朝・夕刻でも発生しているので注意

職場における熱中症による死傷者数の推移



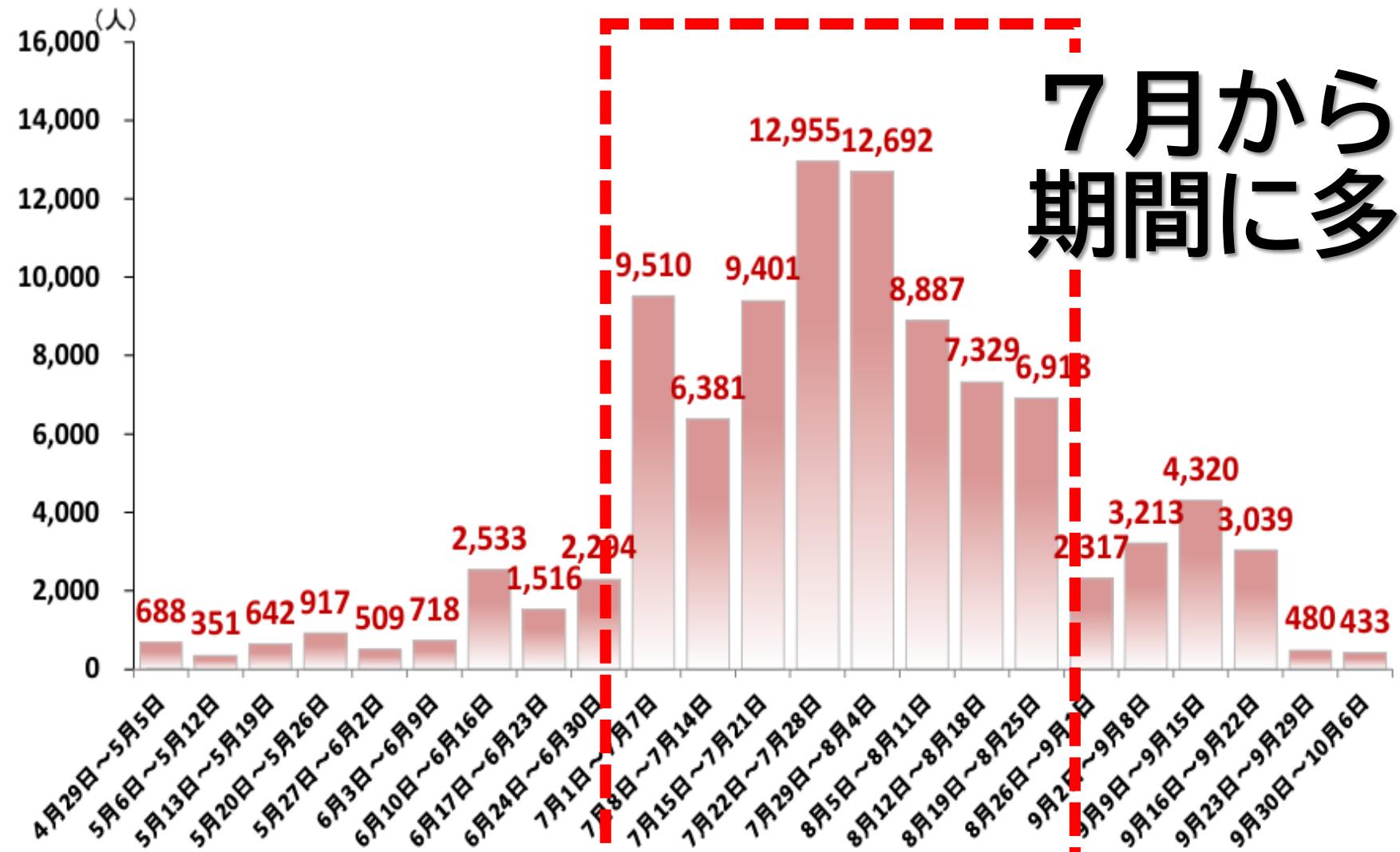
熱中症による月別死傷者数(2022~2024年)



熱中症による死傷者数の時間帯別の状況(人)

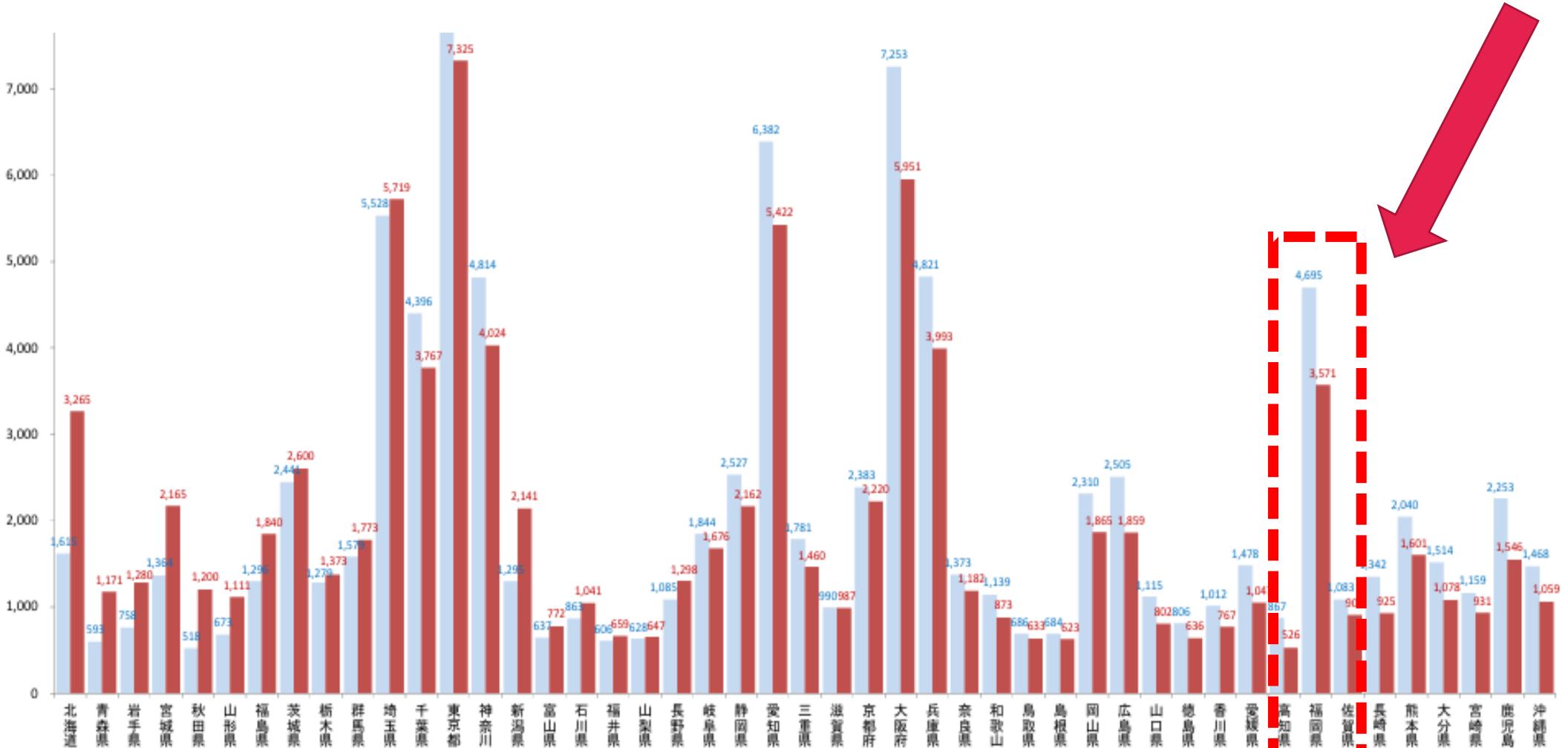
	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
2020年	104 (2)	102 (3)	119 (0)	86 (3)	73 (4)	116 (3)	124 (2)	92 (4)	61 (0)	82 (1)	959 (22)
2021年	48 (0)	56 (1)	74 (3)	53 (4)	47 (3)	63 (3)	73 (0)	61 (3)	38 (3)	48 (0)	561 (20)
2022年	100 (1)	78 (3)	87 (1)	53 (3)	74 (2)	115 (3)	106 (6)	92 (2)	55 (5)	67 (4)	827 (30)
2023年	143 (4)	118 (2)	155 (6)	104 (1)	72 (0)	124 (5)	123 (2)	105 (1)	76 (8)	86 (2)	1,106 (31)
2024年	155 (3)	122 (1)	129 (1)	92 (2)	86 (0)	130 (3)	156 (7)	119 (7)	97 (3)	109 (3)	1,195 (30)
計	550 (10)	476 (10)	564 (11)	388 (13)	352 (9)	548 (17)	582 (17)	469 (17)	327 (19)	392 (10)	4,648 (133)

熱中症による救急搬送状況(R6. 4. 29～10. 6)



熱中症による救急搬送状況(令和6年度) (都道府県別) 福岡県 (6番目)

①東京②大阪③愛知④埼玉⑤兵庫⑥福岡



作業管理ポイント（重要ポイント）

(1) 作業時間の短縮

休憩時間の確保休憩は1時間から2時間に1回とするように指示し、作業員の休憩時間を通常期より長く確保など

携帯型WBGT値計測器を現場職長が携帯し、測定値が厳重警戒値に達した場合は作業を休止し休憩、出勤時刻の前倒し（早出・早帰り）

新規雇用者等作業環境への順化ができていない作業者には、作業時間や作業内容を周知するなどの教育訓練を行う

(2) 水分塩分の補給

自覚症状以上に脱水状態が進行していることもあるので、自覚症状の有無にかかわらず、作業前後の水分の摂取及び作業中の定期的な接種を指導することが大切

作業前後及び作業中に水分補給が行えるように、保水液を常備しておく。

(3) 通気性の良い服装

熱中症予防には、熱を吸収しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用

健康管理(重要ポイント)

作業現場熱中症チェックシート 日誌などの活用

労働安全衛生では労働者の健康状態を確認できるような工夫を求めている

作業現場熱中症チェックシート日誌

工事名	
工 期	自 令 和 年 月 日 ~ 至 令 和 年 月 日
現場責任者	
記 入 者	

工事日時	令和 年 月 日 ()
天 候	晴れ 晴れ曇り 曇り 雨
気 温	気象庁発表(°C) 現場気温実測値(°C)
暑さ指数(WBGT)計測値 31以上:危険 28以上31未満:厳重注意 25以上28未満:警戒	<input type="text"/> ※暑さ指数が28を超えると熱中症リスクが高まります。

作業員チェックリスト(○か×) ※異常のある方は作業中止

氏 名	睡 眠	朝 食	体 調	二 日 酔	その 他 異 常
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

熱中症の予防対策

WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です!
JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した
WBGT指針を参考し、点検しまよ。

測定方法や衛生場所の差異に応じて参考値は、実測した WBGT 値よりも
低めの数値になることがあります。直射日光下における作業、炉窯の熱源の
近くでの作業、冷房設備等なく風通しの悪い室内における作業については、
実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒マークは、職場に
おいても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しまよ。



作業環境管理

- ・休憩時間の確保や熱への慣化期間(暑熱慣化)を設けまよ。
 - ・水分と塩分の摂取を指導しまよ。
 - ・適度な休息や飲料等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しまよ。
 - ・フレービングを行ひ、休憩時間に体温を下げる工夫をしまよ。
- 

健康管理

- ・健診結果に基づく対応を徹底しまよ。
- ・高温多湿作業場所で作業を行う労働者に
ついて、日常の健康管理について指導を行い、
健康状態について確認しまよ。

熱中症予防管理者等の業務

- ・高温多湿作業場所の作業中の巡査を頻繁
に行いまよ。

熱中症の応急手当

- いつも違うと思ったら、すぐに **119** 番
- 
- ・救助車到着まで
 - ・作業着を脱がせ
 - ・水をかけ 全身を急速冷却

労働安全衛生規則

612条の2 新規改正

(令和7年6月1日施行)

労働安全衛生規則 第612条の2

(熱中症を生ずるおそれのある作業)

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、**あらかじめ**、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる**体制を整備し**、**当該作業に従事する者に対し**、**当該体制を周知させなければならぬ。**

2 **事業者は**、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、**あらかじめ**、**作業場ごとに**、**当該作業からの離脱**、**身体の冷却**、**必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること**その他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、**当該作業に従事する者に対し**、**当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならぬ。**

「熱中症予防管理者に選任」

罰則

- ・改正規則で定められた熱中症対策を怠った事業者は、都道府県労働局長または労働基準監督署長から、以下の使用停止命令等を受けるおそれがあります（法98条）
- ・作業の全部または一部の停止
- ・建設物等の全部または一部の使用の停止または変更
- ・その他労働災害を防止するため必要な事項
- ・また、熱中症対策の実施義務に違反した者は「6ヶ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金」に処されるほか（法119条1号）、法人に対しても「50万円以下の罰金」が科されます（労働安全衛生法122条）

～罰則適用による影響～工事中止・工事評定の減点

熱中症予防管理者の設置検討

事業場において、熱中症予防対策をきちんと行うため、責任体制を確立することが大切

労働衛生教育を受けた者など、熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任

※熱中症予防管理者講習受講(修了証発行)

熱中症予防管理者は、実際に現場で熱中症予防対策を行う作業管理者などに対し、実施すべき対策のポイントなどを指示

熱中症予防管理者と現場作業者が連携して対応することが、適正な熱中症予防対策につながる

検証まとめ

～管工事における6つの熱中症対策～

- ①水分補給と塩分補給（熱中症発生時間の11時・14時又は15時に補給が有効）
- ②体調管理（健康管理シートの活用）
(高齢者・持病のある方・睡眠不足や疲労体調不良な方)
- ③作業環境の改善
7月から8月の作業環境（暑さ指数を踏まえ週休2日の導入の検討（週中日有効））
- ④作業者の管理（作業現場熱中症チェックシートの活用、熱中症予防管理者の選任）
- ⑤休憩場所の設置
- ⑥暑さ対策(特に、高齢者や持病持ちの方は要注意)
- ⑦熱中症対策グッズの使用（一時急冷装置導入・保冷庫・通気性作業服など）
- ⑧暑さ指数（WBGT）の日常管理

熱中症対策の取りまとめ

- ①熱中症（死亡事故）発生時刻帯は、午後2時台から午後4時台までに多発しているが、朝9時台の作業開始後からも発生
- ②必ずしも日中に限らず、朝・夕刻、夜でも発生している現状
- ③国土交通省・厚生労働省では、建設業などの請負者に対し、熱中症対策の周知徹底を呼び掛けている。
- ④当組合では、今年の35°Cを超える猛暑継続の状況を踏まえ、熱中症対策を講じてきたが、来年以降も35°Cを超える猛暑が継続することを危惧
- ⑤このような状況を踏まえ、当組合では、工事発注者である福岡市水道局へ熱中症対策の要望書を提出し、夏場の7月から9月の期間は、暑さが和らぐ夜間工事を優先的に発注を強く要望している
- ⑥労働安全衛生規則の改正により、事業者の熱中症対策が義務化されたことにより、なお一層の対策が必要
- ⑦この改正は罰則規定があり、労基署の立ち入り検査によっては工事中止、指導などを受けることを重視する必要（罰則適用による影響 **【工事評定減点・指名停止】**）

提案事項

① 夏場（7月～8月）期間は、年間発注計画を見直し夜間工事優先発注
また、この期間での夜間工事発注を依頼 **【依頼済】**

① 作業従事者の健康管理

「作業現場熱中症チェックシート日誌・健康管理チェックシート」の活用

④ 高齢者・持病のある者・睡眠不足や疲れがある者、作業環境（昼間⇒夜間）変化について、作業従事者の安全衛生に關わる教育実施

（熱中症対策と健康管理）の徹底

⑤ 夏場7月～8月の期間は、週休2日制導入の検討（若い方の働き方改革）

週の中日と日曜休の導入が理想（暑さ指数の管理）⇒工期見直し検討要望

⑥ 作業環境の整備（休憩場所、特に休憩時間・水分塩分補給など）

⑦ 熱中症予防管理者の選任（職長の作業員監視の徹底） **【緊急時の体制】**

作業現場熱中症チェック日誌

工 期	自 令 和 年 月 日 ~ 至 令 和 年 月 日
現場責任者	
記 入 者	

工事日時	令 和 年 月 日 ()				
天 候	晴れ	晴れ曇り	曇り	雨	
気 温	気象庁発表(°C)	現場気温実測値(°C)			
暑さ指数(WBGT)計測値 31以上:危険 28以上31未満:厳重注意 25以上28未満:警戒	<input type="text"/> ※暑さ指数が28を超えると熱中症リスクが高まります。				
作業員チェックリスト(○か×) ※異常のある方は作業中止					
氏 名	睡眠	朝食	体調	二日酔い	その他異常
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

WBGT値(暑さ指標)の把握は熱中症予防の第一歩です!

JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指標計を準備し、点検しましょう。

測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測したWBGT値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しましょう。



作業環境管理

- ・WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や直射日光等を遮る簡単な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう
- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょう
- ・水分と塩分の摂取を指導しましょう
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょう
- ・ブレーキングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう



作業管理

- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょう
- ・水分と塩分の摂取を指導しましょう
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょう
- ・ブレーキングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう

健康管理

- ・健康診断結果に基づく対応を徹底しましょう
- ・高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう



労働衛生教育

- ・作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう

異常時の措置

- ・いったん作業を離れ、休憩しましょう
- ・症状に応じて救急隊を要請しましょう
- ・病院へ搬送されるまでは、一人きりにしてはいけません



熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番



救急車到着まで

作業着を脱がせ
水をかけ 全身を急速冷却

日本気象協会3ヶ月予報 (7月平年より高い50%)

■ 平年より低い(少ない) ■ 平年並 ■ 平年より高い(多い)

気温



各事業者に即した
熱中症対策を
講じてください！